



NIPPON KAIJI KENTEI KYOKAI

インドネシア向中古機械船積前検査内容についてのご案内

規制内容	<p>インドネシア政府規制 (DECREE OF MINISTER OF TRADE REPUBLIC OF INDONESIA) No. 48/M-DAG/PER/12/2011 並びに No. 34/M-DAG/KEP/1/2012 により、インドネシアへ輸入される中古機械・機械部品・特殊車輛は指定検査機関による船積前検査が義務付けられており、弊会は指定検査機関のひとつである、PT.SUCOFINDO と提携し、日本から輸出される中古機械・機械部品・特殊車輛について船積前検査を実施しています。</p> <p>本規制では、インドネシアの受け荷主より指定検査機関 (PT.SUCOFINDO) に対して、検査申請及び検査費用の支払いが義務付けられており、詳細は < 検査申請フロー > をご参照願います。</p> <p>また、2012 年 1 月より、前記規制 No. 48/M-DAG/PER/12/2011 によって、製造年から 20 年を超えた HS Code 84 類並びに 85 類 (中古機械・機械部品・特殊車輛) は輸入禁止となりました。出荷前にあらかじめ製造年をご確認されることをお勧め致します。</p>
検査内容	<p>1 . 中古機械・機械部品</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機械明細 (品名、型式、年式、製造者、製造国、製造年、価格)・ HS CODE (インドネシア)・ 中古設備の価格・ 使用可能か、復旧可能であること・ スクラップではないこと <p>2 . 特殊車輛</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機械明細 (品名、型式、年式、製造者、製造国、製造年、価格)・ HS CODE (インドネシア)・ 中古設備の価格・ 使用可能か、復旧可能であること・ スクラップではないこと・ 車輛及び付属設備の明細・ 車台番号一覧表、自動車緒元表並びに抹消登録証明書の確認
検査時までにご準備頂く事項・資料	<p>検査実施前までに以下書類をメールまたは FAX 願います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 検査申込伝票*1・ 機器リスト*1・ 同意書*1*2・ Commercial Invoice・ Packing List・ 抹消登録証明書*3・ 直近 (3 ヶ月以内) の点検記録または試験成績書 (もしあれば)・ 検査当日に外観が全て確認できる状態であること・ カタログ及び仕様書・ 資産台帳、対象設備の新品購入時における納品書等*4 <p>*1 : PT.SUCOFINDO からの検査指示後に雛形をお渡し致します。 *2 : 輸出者と弊会に検査業務に関する契約は発生しませんが、PT. SUCOFINDO の指示により輸出者より Invoice, Packing List をご提示頂くことに関する合意を取り交わします。 *3 : 特殊車輛に限りませんが、必ずご提示願います。 *4 : 機械に銘板が貼付されていない場合等に必要となります。</p>

検査ご依頼から証明書発行のフロー	お客様	NKKK
	売買当事者間売買契約締結 輸入者 PT.SUCOFINDO へ検査申請	 PT.SUCOFINDO より検査引合受付
	情報の提供	 輸出者へ検査対象台数、場所等の確認
	検査準備（資料等）	 PT. SUCOFINDO から検査指示後、輸出者へ連絡、必要書類作成及び検査日時の調整
	資料の提供	 検査員が指定場所へ訪問 検査実施
		検査結果を PT.SUCOFINDO へ報告、PT.SUCOFINDO より輸入者へ証明書発行
良くあるご質問	検査申請を日本で行いたい	インドネシア政府の指定検査機関はPT.SUCOFINDO ですので、検査申請については輸入者にてご手配願います。
	PT.SUCOFINDO の連絡先	PT.SUCOFINDO Graha Sucofindo 4 th Floor, Jalan Raya Pasar Minggu Kav. 34, 12780, Jakarta (Head of SBU Government Section) PHONE: +62-21-7983666 FAX: +62-21-7987002 担当者： 中古機器・機械部品類（中古 PC 含む） Mr. Hos Cendokiano / Mr. Suhartono 中古特殊車輛 Mr. Beta
	PT.SUCOFINDO からの検査指示後から検査実施までにかかる概算日数について	最短で約 1 週間程度とお考え下さい。 至急の場合はご相談願います。
	PT.SUCOFINDO からの検査指示が来る前に検査をすることは可能か	残念ながら指示を受けてからの検査対応となります。
	修理のために日本へ輸入した設備を再輸出する場合においても、検査は必要になるのか	インドネシアにおいて輸入通関（内貨）を行う場合は必要となります。
	既に設備が解体され、稼働させることができない	外観状態を検査し、加えて可能な場合は、点検記録等の書類閲覧にて検査します。
	既に梱包してしまった機械は検査可能か	解梱して頂いた上で検査します。
	既にインドネシアへ到着した機械は検査可能か	PT.SUCOFINDO へお問合せ願います。

お問合せ先：

一般社団法人 日本海事検定協会

検査第一サービスセンター 営業チーム

TEL: 03-3454-7633 / FAX:03-3454-7634

mail: honbu-kns-3-gp@nkkk.or.jp